

第4章 耐震化の現状と目標

1 住宅の耐震化

(1) 住宅の耐震化の現状

前計画では、住宅の耐震化率の目標を85%としていました。令和2年1月1日現在の固定資産税台帳上の家屋データ^{*}を基に算出した結果、令和元年度での住宅の耐震化の現状は、耐震性がある住宅が7,268棟（74.0%）棟であるのに対し、耐震性がない住宅が2,555棟（26.0%）と推計されます。

表4 - 1：住宅の耐震化の現状（推計）

構造	昭和56年5月31日以前			昭和57年 以降の住宅 (イ)	計 (ウ)	耐震化率 ((ア) + (イ) / (ウ))
	耐震性なし	耐震性あり (ア)	小計			
木造	2,429	941	3,370	5,250	8,620	71.8%
非木造	126	58	184	1,019	1,203	89.5%
計	2,555	999	3,554	6,269	9,823	74.0%

^{*}国の算出方法を準用して、固定資産税台帳上の数値より算出。

第4章 耐震化の現状と目標

(2) 住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率、住宅の建替えなどによる耐震化率の見込み及び耐震性の確保による減災効果を踏まえ、本計画では住宅の耐震化率の目標を85%（県の方針に合わせ減災化した住戸を含む。）と設定します。

目標の達成に向けては、自然更新による耐震化に加えて、的確な施策の推進により令和7年度までの5年間に698棟の住宅の耐震化及び減災化を図る必要があります。

表4-2：住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
74.0% (7,268 戸)	78.0% (7,802 戸)	85.0% (8,500 戸)	5年間で約698棟の耐震化及び減災化が必要

※カッコ内は、耐震性のある住宅数

図4-1：住宅の耐震化の現状と令和7年の見込みと目標

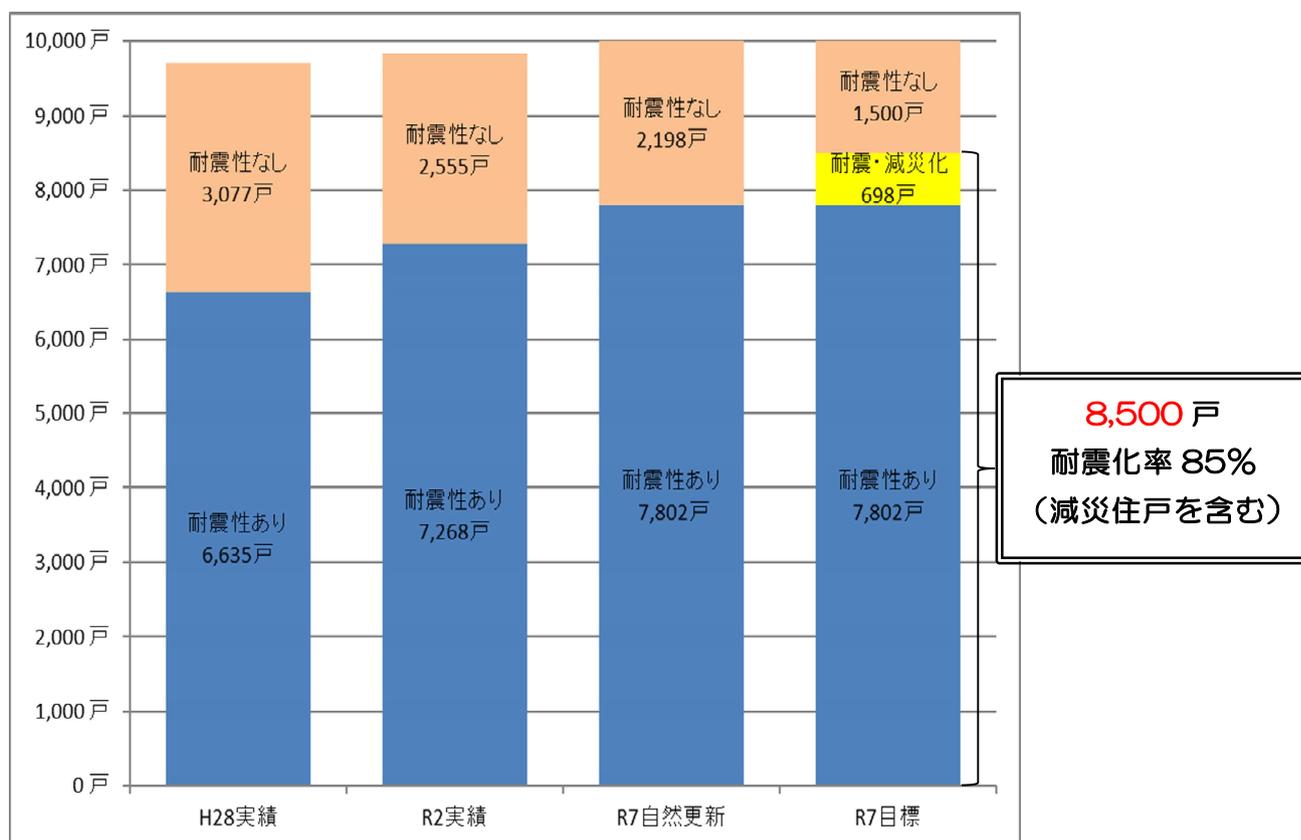


図4-2：令和7年度の耐震化及び減災化の目標戸数の内訳

耐震性あり (自然更新)	+	耐震・減災化	=	耐震化及び減災化住戸
7,802 戸		698 戸		8,500 戸

2 多数の者が利用する建築物の耐震化

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

前計画では、多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を100%としていました。令和2年3月31日現在での耐震化の状況は、総棟数が54棟であるのに対して、耐震性があると判断される建築物が52棟で耐震化率は約96.3%となっています。公共建築物においては耐震化率が100%となっています。

表4-3：多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

構造	昭和56年5月31日以前			昭和57年 以降 (イ)	計 (ウ)	耐震化率 ((ア)+(イ)/(ウ))
	耐震性なし	耐震性あり (ア)	小計			
民間	2	0	2	28	30	93.3%
公共	0	10	10	14	24	100%
計	2	11	13	43	54	96.3%

第4章 耐震化の現状と目標

表4-4：公共における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

No.	名 称	用 途	耐震性の有無
1	邑楽町役場	事務所	○
2	邑楽町民体育館	体育館	○
3	邑楽町立中野幼稚園	幼稚園	○
4	邑楽町立中野東小学校	管理教室棟校舎	○
5	邑楽町立中野東小学校	特別教室棟校舎	○
6	邑楽町立中野東小学校	体育館	○
7	邑楽町立中野小学校	B棟校舎	○
8	邑楽町立中野小学校	C棟校舎	○
9	邑楽町立中野小学校	D棟校舎	○
10	邑楽町立中野小学校	体育館	○
11	邑楽町立長柄小学校	管理教室棟校舎	○
12	邑楽町立長柄小学校	教室棟校舎	○
13	邑楽町立長柄小学校	体育館	○
14	邑楽町立高島小学校	教室棟校舎	○
15	邑楽町立高島小学校	管理教室棟校舎	○
16	邑楽町立高島小学校	体育館	○
17	邑楽町立邑楽南中学校	管理教室棟校舎	○
18	邑楽町立邑楽南中学校	特別教室棟校舎	○
19	邑楽町立邑楽南中学校	体育館	○
20	邑楽町立邑楽中学校	校舎北棟	○
21	邑楽町立邑楽中学校	校舎 南棟	○
22	邑楽町立邑楽中学校	体育館	○
23	石打町営住宅A棟	共同住宅	○
24	石打町営住宅B棟	共同住宅	○

第4章 耐震化の現状と目標

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

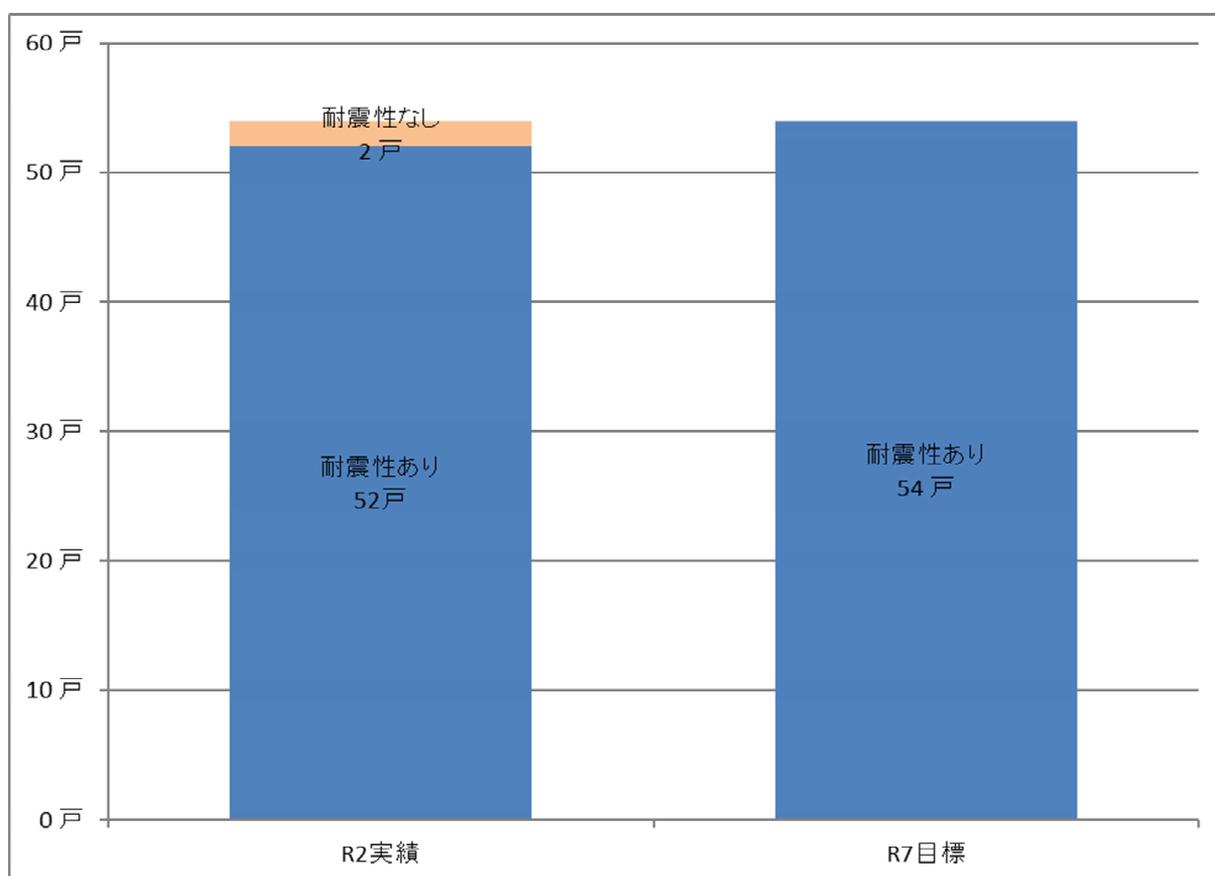
現状の耐震化率、耐震改修促進による見込を踏まえ、多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を100%と設定します。目標を達成するためには、民間建築物の耐震改修を促進し、令和7年度までの5年間に2棟の耐震を図る必要があります。

表4-5：多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率	耐震改修促進による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
96.4% (52棟)	100% (2棟)	100% (54棟)	5年間で2棟の耐震化が必要

()内は、耐震性のある建築物数

図4-3：多数の者が利用する建築物の現状と目標



3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状

災害時に多数の者の円滑な避難等に関わる主要な道路である緊急輸送道路を、県が9路線、町が10路線を指定しています。

また、県は令和2年4月1日において、東毛広域幹線道路（国道354号）を耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づく避難路（以下「耐震診断義務付け道路」という。）に、耐震診断義務付け道路を除く県指定の緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく避難路（以下「耐震化努力義務道路」という。）にそれぞれ指定しました。これにより避難路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、耐震診断の義務付け又は耐震化の努力義務が課せられました。

耐震診断義務付け道路である国道354号沿道には、一定以上の高さを有し、倒壊した場合に道路を閉塞してしまう建築物（以下「通行障害建築物」という。）は存在していませんが、それ以外の緊急輸送道路沿道には通行障害建築物が存在しており、その一部は耐震性が不明な建築物（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）となっています。

図4-4：通行障害建築物の対象及び緩和の要件

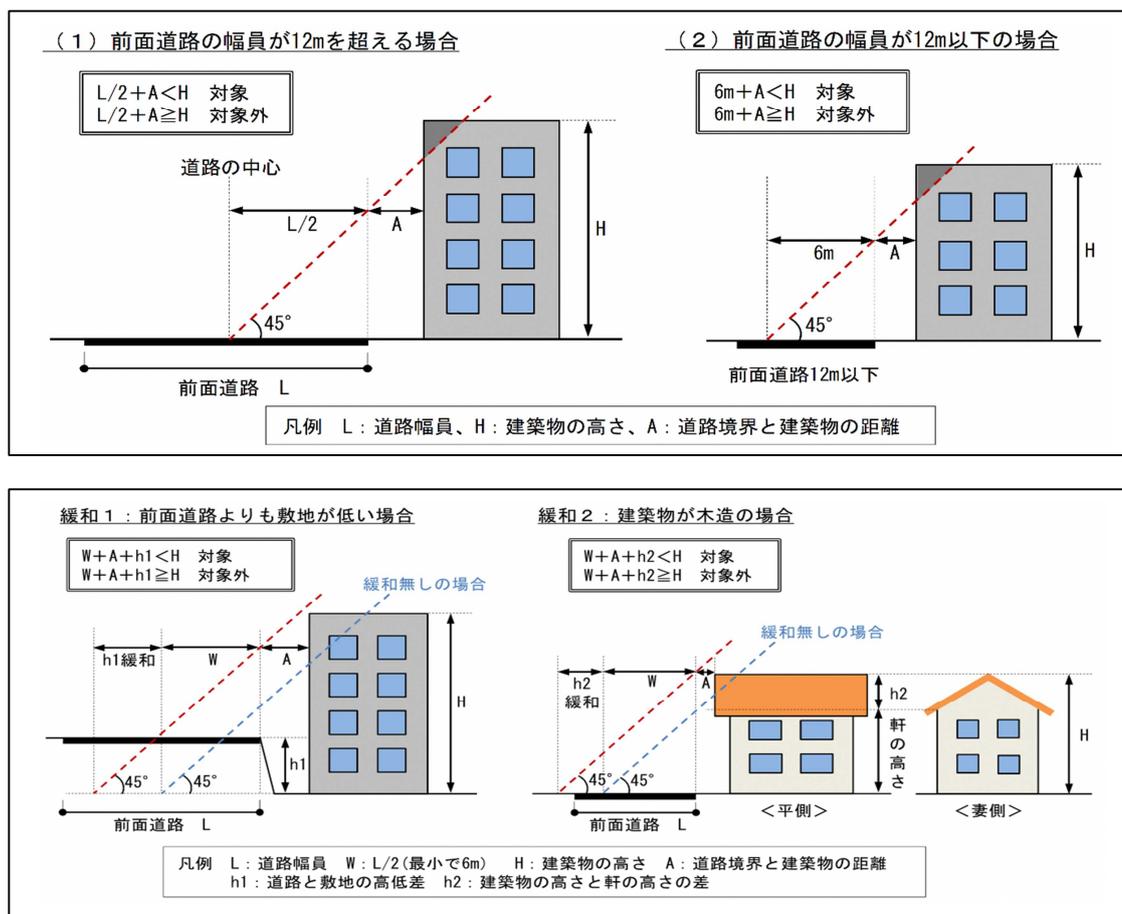
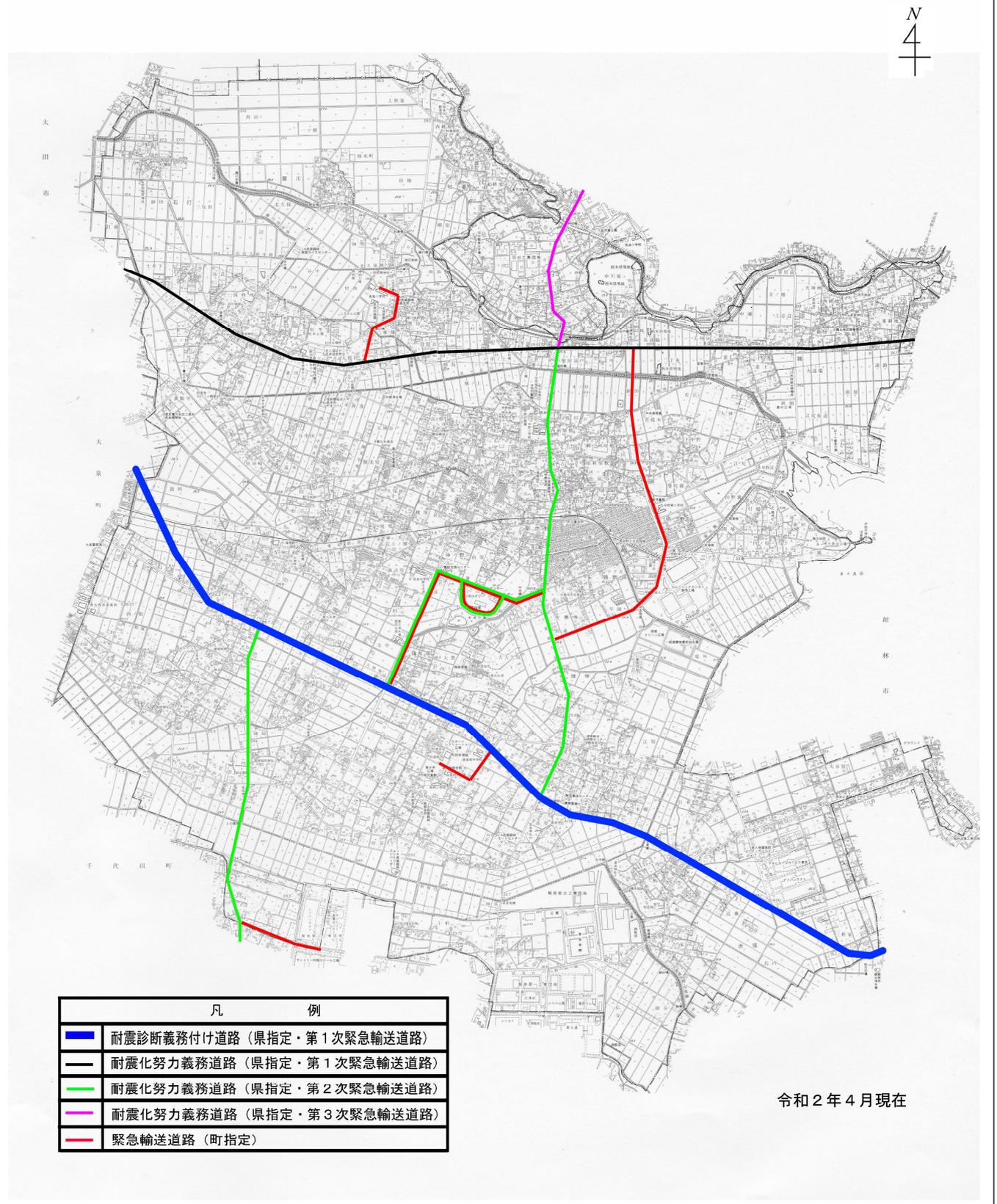


図4-5：緊急輸送道路等指定状況図



第4章 耐震化の現状と目標

表4-7：緊急輸送道路一覧

指定者	避難路種別	道路種別	路線名	区 間	
県	避難耐震診断義務付け道路	国道	354号	邑楽町内全線	
			122号	邑楽町内全線	
			142号	邑楽町内全線	
	耐震化努力義務道路	主要地方道	足利邑楽行田線	国道122号から国道354号線まで	
				国道122号から北	
		一般県道	赤岩足利線	国道354号から南	
			篠塚綿貫線	国道354号から西	
		一級町道	町道幹線5号線	足利邑楽行田線から町道幹線6号線まで	
			町道幹線6号線	国道354号から町道幹線5号線まで	
		その他町道	町道9-177号線	全線	
町	—	一般県道	赤岩足利線	国道122号から高島小入口交差点まで	
		一級町道	町道幹線5号線	足利邑楽行田線から町道幹線6号線まで	
			町道幹線6号線	国道354号から町道幹線5号線まで	
				赤岩足利線から町道15-71号線まで	
		二級町道	町道幹線14号線	赤岩足利線から高島小学校まで	
			町道幹線19号線	全線	
			町道幹線22号線	全線	
		その他町道	町道9-177号線	全線	
			町道12-9号線	町道12-61号線から青少年広場まで	
			町道12-61号線	国道354号から町道12-9号線まで	
			町道15-71号線	全線	

(2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

災害時において、緊急輸送道路の機能が損なわれないよう通行障害既存耐震不適格建築物の特定を進め、耐震性の有無や耐震診断及び耐震改修の実施状況等を把握し、その促進を図ります。

第5章 建築物の耐震化促進施策

1 住宅の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

ア 広報紙、回覧板、パンフレット、ポスター及びホームページ等の様々な手段を通じて、耐震化の重要性や補助制度等についての情報発信を進めます。

イ 耐震性がないと見込まれる住宅所有者に対し、個別に通知を行い耐震診断の実施を促します。また重点的取組地域を抽出し、地震対策の重要性を周知するための「出前なんでも講座」等を県と共同により開催するなど、ターゲットを絞った住宅の耐震化の普及・啓発を進めます。

ウ 町や県、関係団体等が連携して相談窓口を設置し、住宅所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じ、住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができるような環境の整備を進めます。

エ これまでの地震の被害と対策、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を示す地震防災マップ等について、県と協同により情報発信を行うことにより、住宅の所有者が地震防災対策を自らの問題として認識することができるよう普及・啓発を進めます。

表5-1：周知内容の事例（平成25年耐震改修促進法改正関連）

内容	概要
耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和 (改正法第17条)	これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。 法改正により、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建蔽率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度 (改正法第22条)	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。 認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和 (3/4⇒1/2) (改正法第25条)	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。 これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する共用部分の変更決議が、3/4以上から1/2超(過半数)に緩和されました。

(2) 耐震改修の支援

ア 住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。そのためには、住宅の耐震診断を実施する必要がある、木造住宅耐震診断士派遣事業を活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。さらに、耐震診断から耐震改修に進むための訪問相談事業についても取組を進めます。

イ 住宅の耐震改修に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減するため、県と協調して木造住宅の耐震改修の補助を行います。

(3) 建替え・除却の促進

耐震性が低い住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半は新築又は建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修の促進と併せて、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

さらに、耐震性が低い空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらす恐れがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたすおそれもあることから、空き家の除却を促進します。

(4) 専門家や事業者の人材育成等の促進

県では、県民が安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の要望に応えられるよう、木造住宅の耐震診断技術者の養成を図るための「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」を平成21年度から毎年実施しています。

町としては、耐震改修事業者向け講習会を県と共同開催することにより耐震改修の担い手育成に取組みます。さらに参加事業者のリストを公表することにより、安心して耐震改修に取り組める環境を創出します。

(5) リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

そこで、リフォーム事業者等との連携を図り、民間事業者等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を促進します。

(6) アクションプログラムによる進捗状況の把握と適切な施策の実施

令和3年度より邑楽町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、APという。）に取り組み、耐震化を推進するための具体的な取組内容や目標について設定します。APにより進捗状況を的確に把握し、適切な耐震化施策を実施します

2 住宅の減災化の促進

住宅の耐震化の目的は、主にその中で生活している人の生命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。

しかし、住宅の耐震改修には住宅の所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。

すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の生命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要であると考えます

そのため、県で促進をする「減災化」による住宅の耐震化を促進する施策を検討します。

(1) 住む人に合った耐震改修

耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと診断された場合、その中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが必要です。しかし、前述のように一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。

このため、費用負担の平準化や家族の状況、生活環境の変化等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的にいき、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に耐震化を進めるなど、住む人の実情に合った耐震改修を促進します。

3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

ア 広報紙やパンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を通じて、所有者への情報発信を進めます。

イ 県との協働により、耐震性のない建築物の所有者に耐震診断の実施と改修等を促すなど、建築物の耐震化の普及・啓発を進めます。

4 公共建築物の耐震化の促進

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

公共建築物における既存耐震不適格建築物について、利用状況や災害時の位置づけ、今後の活用方針等により優先度を評価し、耐震診断及び耐震改修を促進します。

表5 - 2：耐震化を積極的に推進する公共建築物の耐震化の考え方

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	対象建築物
I 耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物 ・要安全確認計画記載建築物 (防災拠点庁舎)	耐震性確認済み	役場庁舎 邑楽中学校舎の一部
II 特定既存耐震不適格建築物 ・多数の者が利用する建築物 ・危険物を取り扱う建築物 ・避難路沿道建築物	耐震性確認済み	町民体育館 邑楽南中学校舎 町内小学校舎 中野幼稚園舎 等
III 既存耐震不適格建築物 (構造が木造で階数が2以下かつ延床面積500㎡以下、又は構造が木造以外で階数が1かつ延床面積200㎡以下のものを除く)	公共建築物の様々な特性を把握し、耐震性を確保する優先度を評価し、耐震診断を行っていない場合は耐震診断を進め、計画的に耐震化を進める。	町立集会所 福祉センター 武道館

(2) ブロック塀の耐震化の促進

大阪府北部地震の発生を受け、公共教育施設に付随するブロック塀の安全点検を平成30年度に実施しました。安全点検の結果、一部のブロック塀について安全性が認められなかったため改修工事を実施しています。一度安全性が確認されたブロック塀であっても経年等による強度の劣化も想定されるため、定期的な点検を実施していきます。

5 緊急輸送道路及び避難路沿道建築物の耐震化の促進

耐震診断義務付け道路沿道には通行障害建築物は存在しませんが、耐震化努力義務道路及び町指定の緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物について特定を進め、その所有者等に対し、法の規定により耐震化の努力義務があることや耐震診断や耐震改修の必要性について普及・啓発する取組を進めます。

また、アンケート調査を実施することにより、耐震診断や耐震改修の実施状況や所有者の意向等の把握に努めます。

6 空き家の耐震化

(1) 空き家の増加

行政区の協力のもと平成31年3月に実施した空き家調査によると、本町の住宅の空き家数は335戸となっています。今後は人口推計に基づくと世帯数が減少するため、空き家が増加するものと考えられます。

空き家には居住者がいないため、仮に地震被害で倒壊しても、その住宅の居住者が被害に遭うことはありませんが、地震被害で空き家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家を耐震改修又は除却することによって、地震被害を軽減することが必要です。

(2) 空き家の施策との連携

地方創生への取組を推進するひとつの方策としての空き家のリノベーションによる定住促進など、既存ストックの活用が考えられます。

近年では、県と町が連携して、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の活用や住みかえを支援する取組（群馬県空き家活用・住みかえ支援事業）を進めています。マイホーム借上げ制度では、耐震性能に不安がある昭和56年5月末以前の耐震基準が適用されている住宅に対して、原則として耐震診断の実施が必要であり、耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅については、耐震改修の実施を要件としています。

さらに、群馬県空き家活用・住みかえ支援事業では、相談窓口の充実や専門家のサポート体制を整備し、空き家の活用や住みかえを推進しています。住みかえる人のニーズに合わせて、空き家の増加を抑制する効果を目的としています。

一方、老朽化した空き家については、地震による倒壊により災害の原因になることが予想されます。空き家を適正な管理や除却等により、地域の安全性等の確保に努めます。

7 ブロック塀等の耐震化等

(1) ブロック塀の危険性と安全点検ポイントの周知徹底

災害時におけるブロック塀等の倒壊の危険性、安全点検ポイント及び相談窓口などの情報を掲載したリーフレット等を回覧等することにより、所有者等による安全点検や危険なブロック塀等の安全対策の実施を促進します。

また、令和6年度から危険ブロック塀等除却補助金を創設し、災害時に倒壊のおそれのある避難路（※）沿道等のブロック塀等の除却についても促進します。

※住宅や事業所から避難所や避難地へ至る建築基準法第42条で定義される道路（ブロック塀等安全確保に関する事業に係わる避難路）

8 その他の安全対策

(1) エレベーター等の防災対策

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

町としては、広報紙やパンフレットにより地震時のリスクや閉じ込められた場合の対処方法等について周知していきます。

(2) 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

町としては、広報紙やパンフレットにより地震時のリスクや改修方法等について周知していきます。

(3) 県が実施する耐震改修促進法に基づく指導等への協力

特定行政庁である県が実施する耐震改修促進法に基づく指導等について、適切な対応が迅速にとられるよう、町からも働きかけを実施するなどの協力を実施していきます。

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

1 県、町、所有者、関係団体、建築士・施工者、地域組織などの連携・役割分担

(1) 基本的考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

① 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図ることが重要です。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組ことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

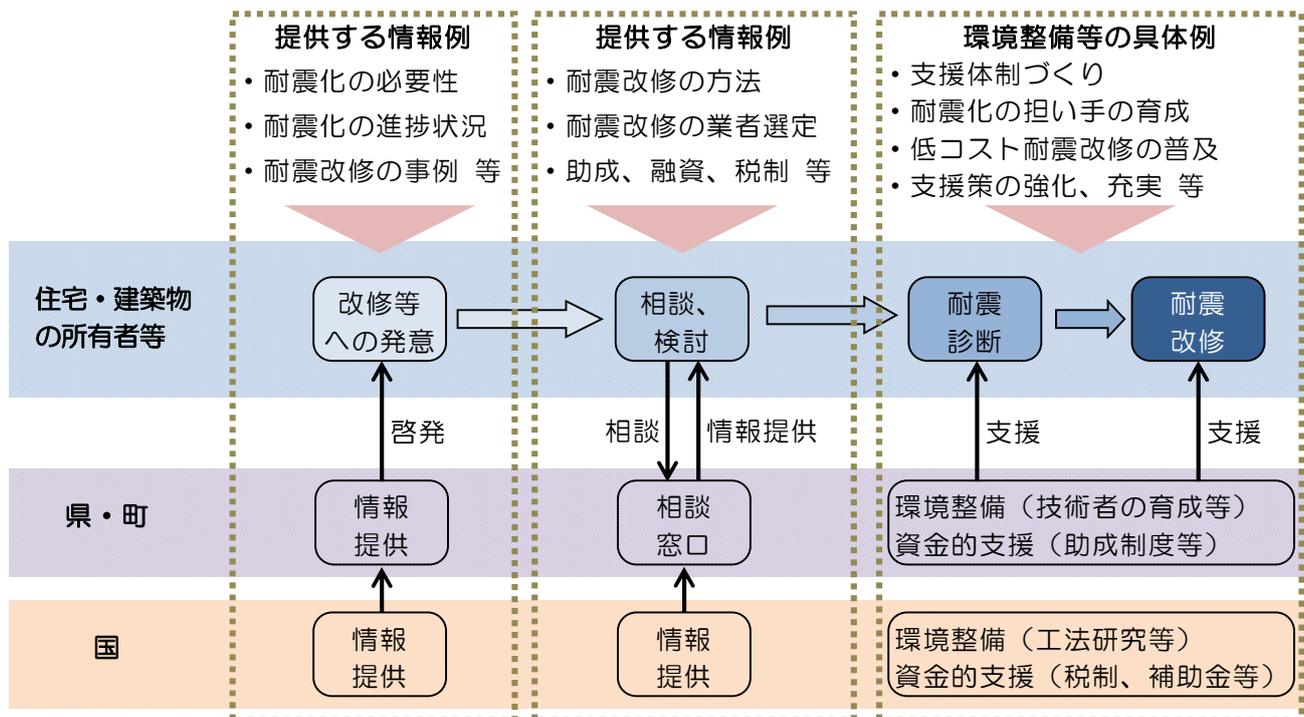
② 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

国・県・町は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取組を総合的に進めていきます。

③ 建築士・施工者が耐震化の担い手として活躍できるようにします。

国・県・市町村は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化の担い手として活躍できる（活躍したくなる）ように環境整備を図ります。

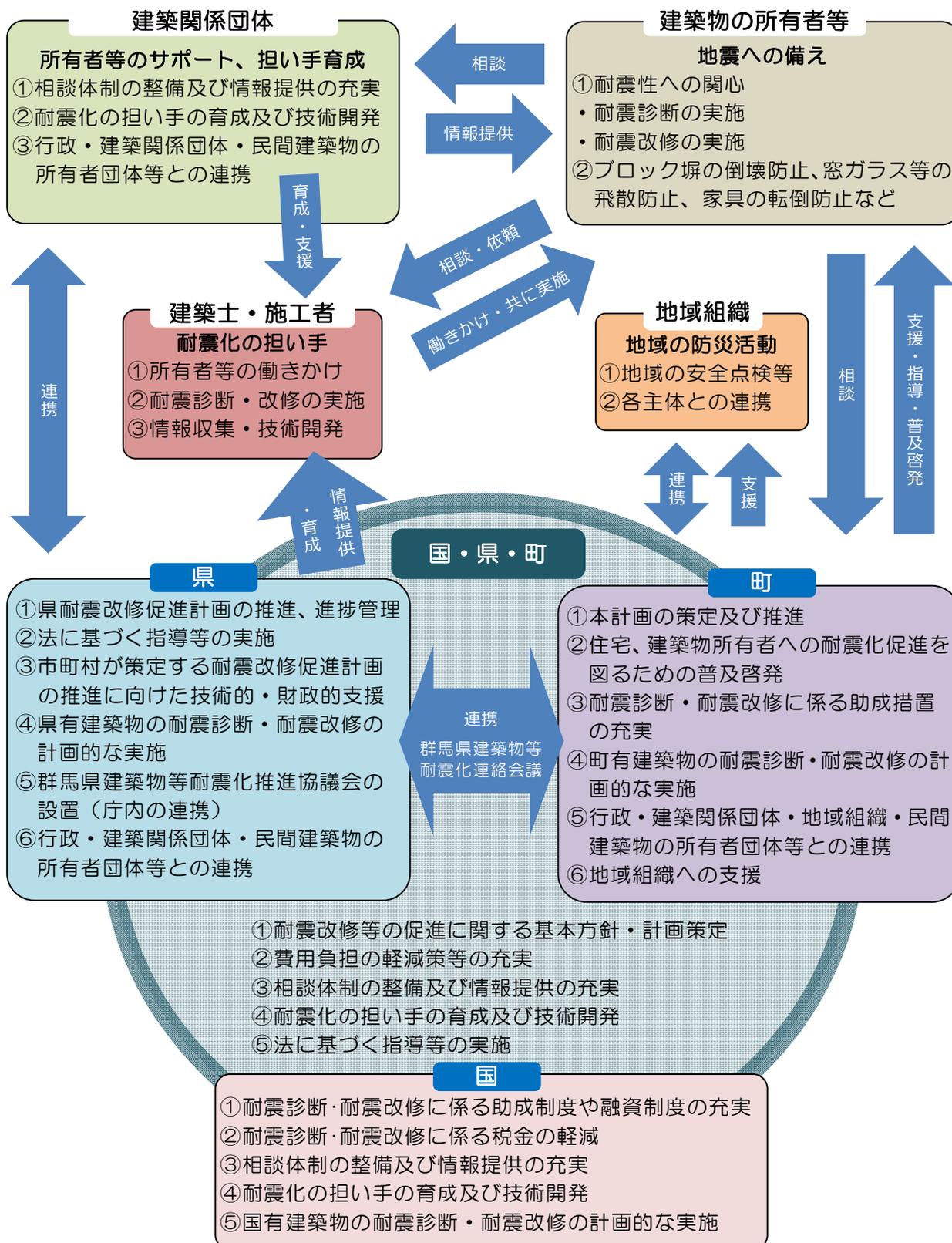
図6-1：耐震診断・耐震改修の促進イメージ



(2) 役割分担

住宅及び建築物の所有者等と国、県、町及び建築関係団体や建築士・施工者及び地域組織は、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

図6-2：役割分担のイメージ



(3) 県との連携強化

建築物の所有者等が耐震化の取組を安心して実施できるように、国や県と連携して耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取組を総合的に進めていきます。

また、耐震化を促進するために県との役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、県が設置する群馬県建築物等耐震化推進連絡会議※に参加し、本計画の円滑な実施を推進します。

※群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

(4) 自治会等地域活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、町は県とともに自治会等における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

発行 邑楽町役場都市建設課（令和3年4月）
住所 〒370-0692
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1
電話 0276-88-5511